

- 三十六 銀行代理業者名 上原 恒子  
 主たる営業所又は事務所の所在地 大分県中津市本耶馬渓町跡田六百七番地三  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十一月四日
- 三十七 銀行代理業者名 斎藤みち子  
 主たる営業所又は事務所の所在地 栃木県大田原市寒井千九十九番地  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十一月五日
- 三十八 許可番号 関東財務局長(銀)第71号  
 銀行代理業者名 根本 かよ  
 主たる営業所又は事務所の所在地 長野県長野市大字西尾張部千六十四番地四  
 許可年月日 平成二十一年六月二十二日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十一月二十八日
- 三十九 銀行代理業者名 佐々木賢久恵  
 主たる営業所又は事務所の所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字八郎五百八十七番地  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十一月二十八日
- 四十 銀行代理業者名 後藤 さじ  
 主たる営業所又は事務所の所在地 山形県酒田市白ヶ沢字池田通百十五番地の七  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十一月一日
- 四十一 銀行代理業者名 小柳 民子  
 主たる営業所又は事務所の所在地 山形県西置賜郡小国町大字幸町七番地七  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十二月一日
- 四十二 銀行代理業者名 磐岩 昭雄  
 主たる営業所又は事務所の所在地 岩手県宮古市販管第一地割四十四番地十  
 許可年月日 平成十九年十月一日  
 所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
 有效年月日 平成二十六年十二月一日
- 厚生労働省告示第八十四号  
 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第一号)の一部を次のよう改定し、平成二十七年四月一日から適用する。
- 平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塙崎恭久

別表を次のとおりとする。

## 別表

## 指定居宅介護支援介護給付費単位数表

## 居宅介護支援費

## イ 居宅介護支援費(1月につき)

## (1) 居宅介護支援費(I)

丁 要介護1又は要介護2

1,042単位

丁 要介護3、要介護4又は要介護5

1,353単位

## (2) 居宅介護支援費(II)

丁 要介護1又は要介護2

521単位

丁 要介護3、要介護4又は要介護5

677単位

## (3) 居宅介護支援費(III)

丁 要介護1又は要介護2

313単位

丁 要介護3、要介護4又は要介護5

406単位

注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受け行う指定介護予防支援(同項に規定する指定介護予防支援をいう。)の提供を受ける利用者数(基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。

ハ 居宅介護支援費(III) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

